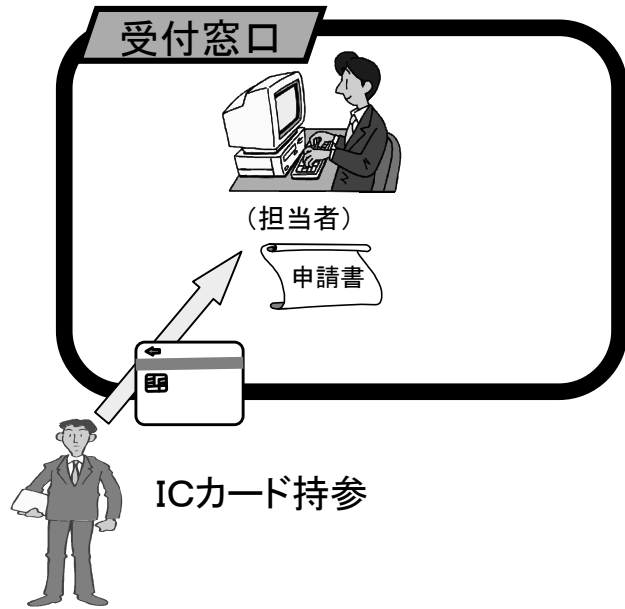


地方公共団体による 公的個人認証サービス

平成15年5月9日
総務省

電子証明書の発行等の手続イメージ

1. 市町村役場へ行く

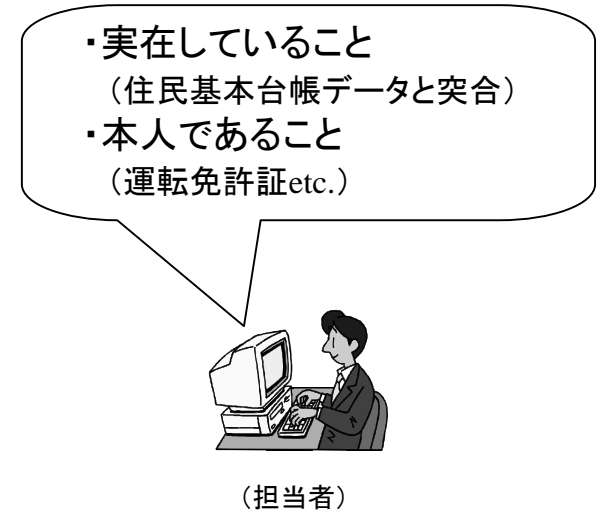


2. 受付手続 (申請書提出)

公的個人認証サービス
電子証明書発行申請書
平成 年 月 日

申請者氏名	総務 太郎
生年月日	昭和25年04月01日
男女の別	男
住所	霞ヶ関2丁目1番2号

3. 本人確認



4. 本人確認後、住民自身 による鍵生成

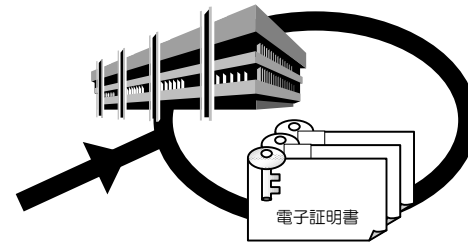


5. 公開鍵提出

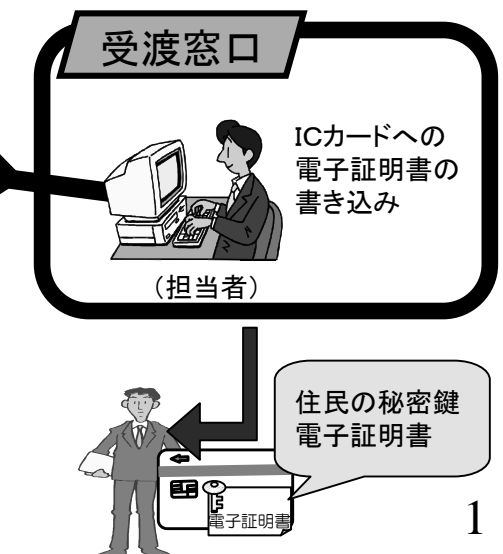


6. 証明書発行手続

都道府県知事が発行



7. 証明書の交付



電子証明書発行手続の概要（１）

1 住民はＩＣカードを携帯して市町村窓口業務に赴く

- ① 住民とは、当該市区町村の区域内に住所を有する者をいう。
- ② ＩＣカードとは、住民基本台帳カードその他総務省令で定める基準を満たしたカードをいう。
ＩＣカードには、予め公的個人認証サービスにかかるカードＡＰがプレインストールされている。

2 申請受付時の窓口手続

① 申請書の記入・提出

申請者は、基本４情報を記入した申請書を提出

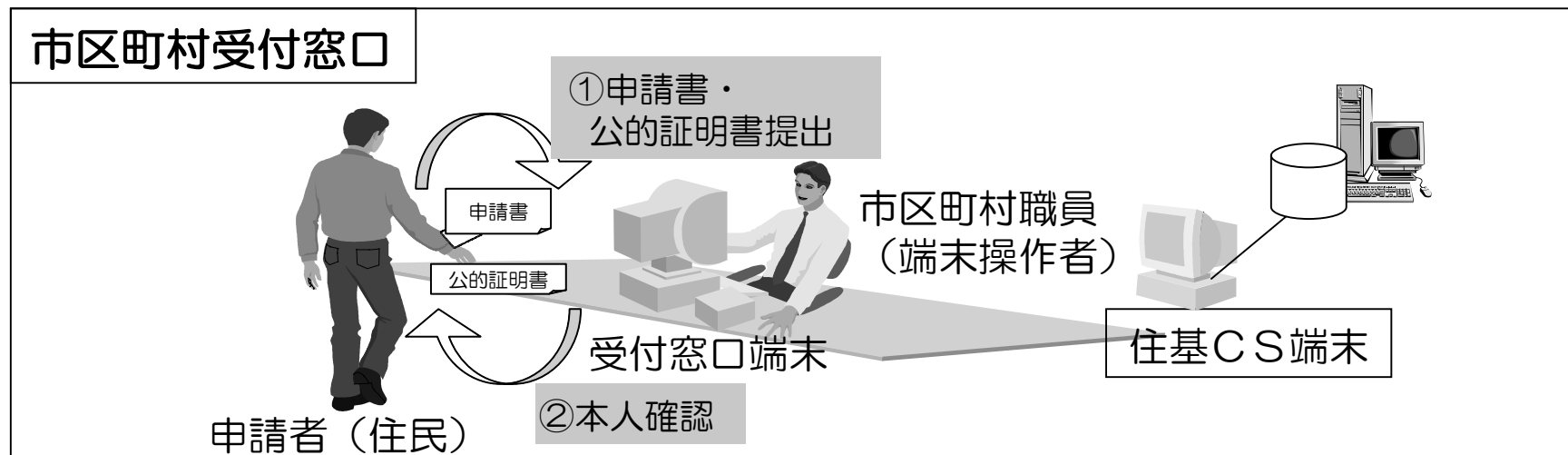
② 本人確認

申請者は、基本４情報を記入した申請書及び公的証明書を提出

i 市区町村職員は、当該申請書に記載された住民の実在性を確認（住基ＣＳ端末に呼びだされた当該申請者の基本４情報と照合）。

ii 市区町村職員は、申請者の提出した公的証明書に記載された氏名、住所、写真等を申請書の記載内容及び申請者の外観と照合。

（公的証明書は、免許証、パスポート、住基カードなど顔写真付きのものとする。なお、顔写真付きの公的証明書を有しない人については、当該市区町村長の適当と認める方法により、本人確認を行う）



電子証明書発行手順の概要（2）

2③ ICカードの提出

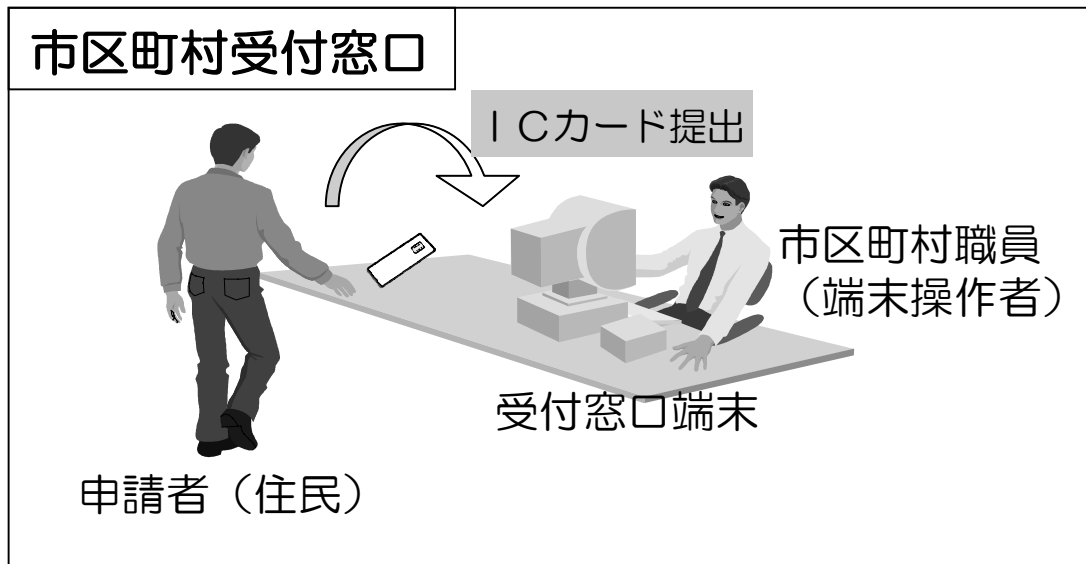
- 申請者は、市区町村窓口にてICカードを提出し、市区町村職員は、当該ICカードを受付窓口端末にセットする。
- 自動的に次の2つの鍵がICカードに入力されるので、その後、申請者に当該ICカードを返却する。

i 外部認証鍵（鍵ペア生成装置認証鍵）

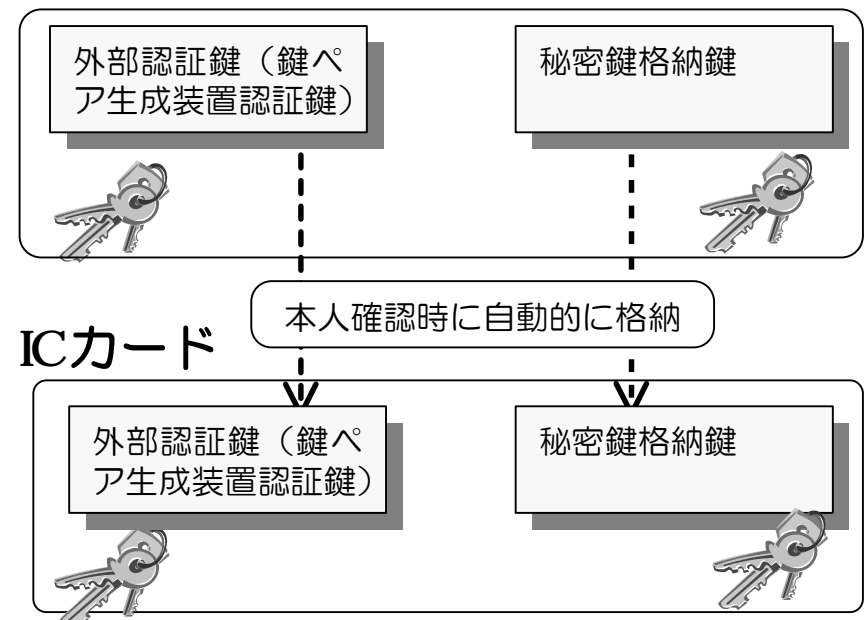
鍵ペア生成装置が正当なものであることを確認するためのもの。予め、正当な鍵ペア生成装置に入力されている認証鍵により暗号化されたものを当該ICカード内に入力された外部認証鍵で復号できることをもって確認する。

ii 秘密鍵格納鍵

鍵ペア生成装置で生成された申請者の秘密鍵は、暗号化されてICカードに安全に送信される。この暗号化された秘密鍵を秘密鍵格納鍵で復号した上で格納する。



受付窓口端末



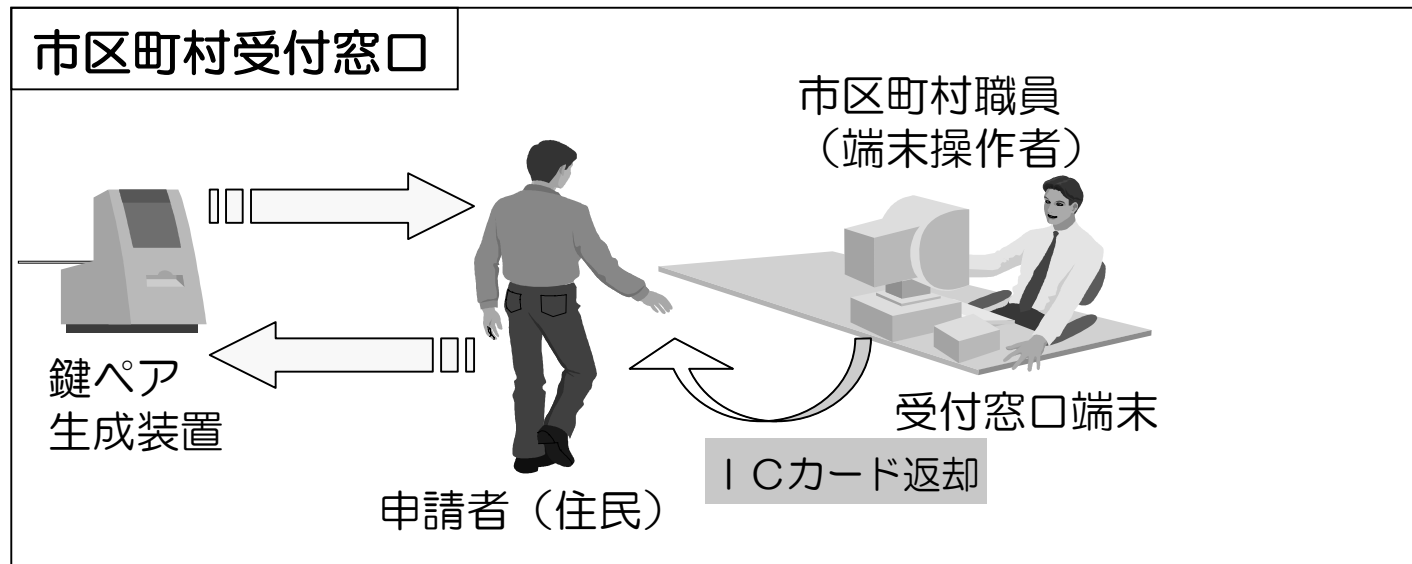
電子証明書発行手続の概要（3）

2④ 鍵ペア生成装置

ICカードの返却を受けた申請者は、当該市区町村窓口を設置されている鍵ペア生成装置において、以下の必要な操作を行ったうえで、受付窓口に戻る。

- i 申請者は、ICカードを鍵ペア生成装置のICカードリーダー・ライタにセット（2③で設定した外部認証鍵によって、自動的に鍵ペア生成装置が正当なものであることが確認される）。
- ii 処理内容のメニューの選択（鍵ペア生成の項）
- iii 新パスワードの設定（更新時にはパスワードの入力）
- iv 鍵ペア生成（自動的に生成され、ICカード内に格納される。）
- v ICカードを取り出し、再び市区町村窓口へ提出。

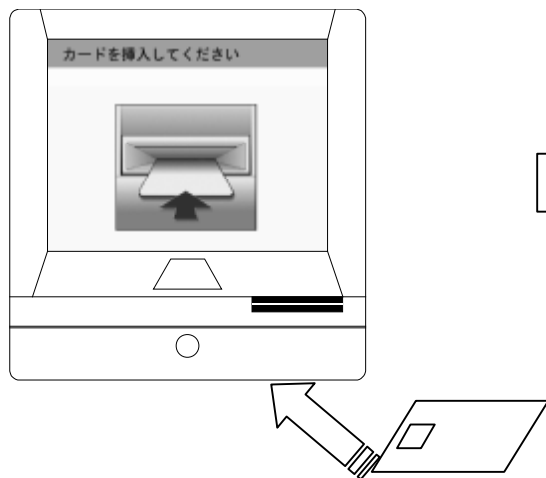
【ii からivまでは、鍵ペア生成装置のタッチパネルを操作することにより行う】



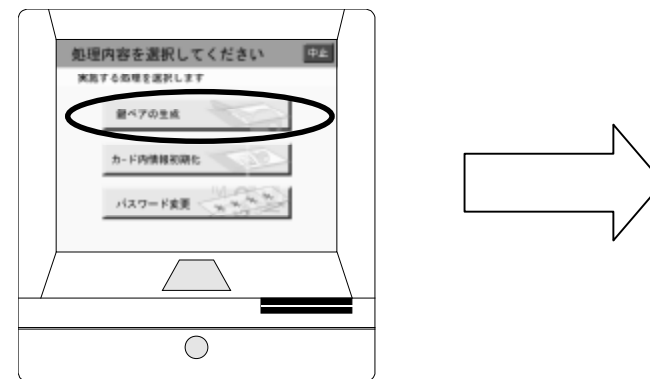
鍵ペア生成装置の操作イメージ例

(～新規発行時～)

- ① ICカードをICカードリーダライタにセット



- ② 処理内容の選択 (鍵ペアの生成)



- ③ パスワードの設定



- ④ 鍵ペア生成



- ⑤ 鍵ペア格納・ICカード返却



電子証明書発行手順の概要（４）

⑤ 代替文字の選択と発行要求

申請者の基本4情報のうち、受付窓口端末ソフトの文字コードによって表現されない文字、すなわち、電子証明書で使用できない文字（例：吉）が使用されている場合は、代替文字を申請者が「代替文字リスト」から選択し、市区町村職員が入力する。（例：この場合は「吉」等を入力。）

市区町村職員は、申請者のICカードを受付窓口端末にセットし、「公開鍵読込」ボタンと「発行要求」ボタンをクリックすることで、申請者の基本4情報及び公開鍵を都道府県認証局へ送信する。

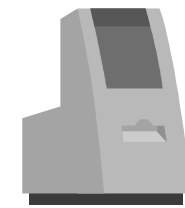
公的個人認証サービス 市町村受付端末業務

平成16年4月1日

氏名	●田 一郎
性別	男 ▼
生年月日	昭和 ▼52 ▼年 11 ▼月 7 ▼日
住所	東京都 ×××××

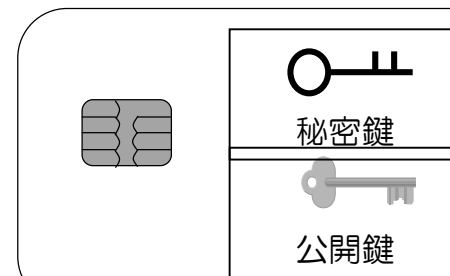
公開鍵読込 発行要求

公開鍵読込み



鍵ペア
生成装置

秘密鍵・公開鍵
書込み

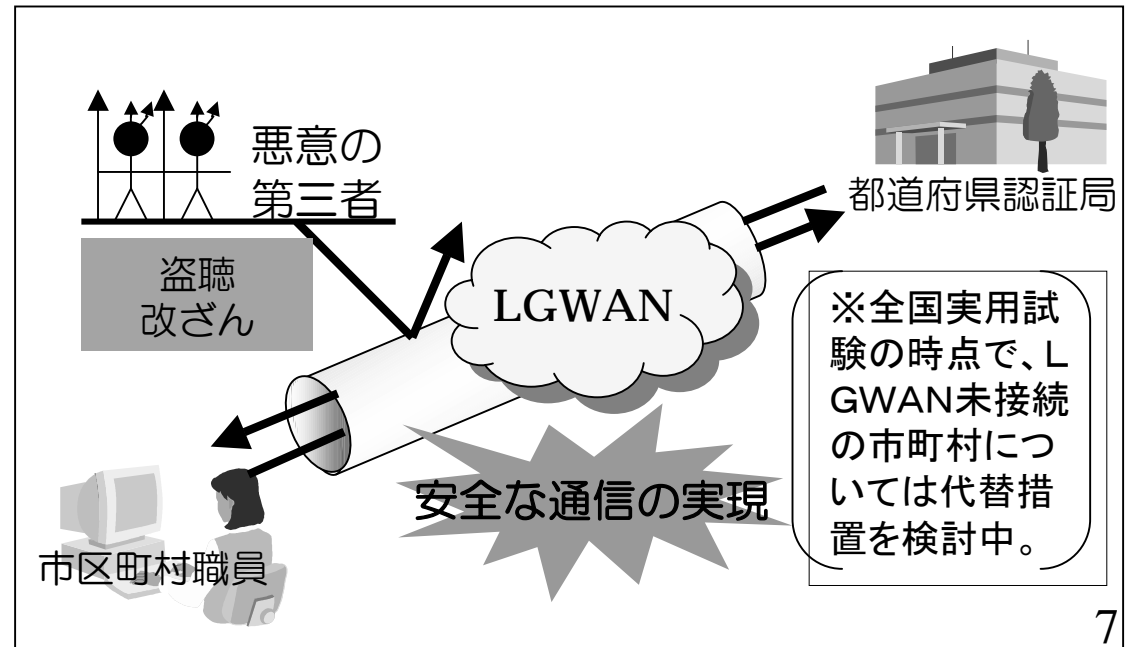
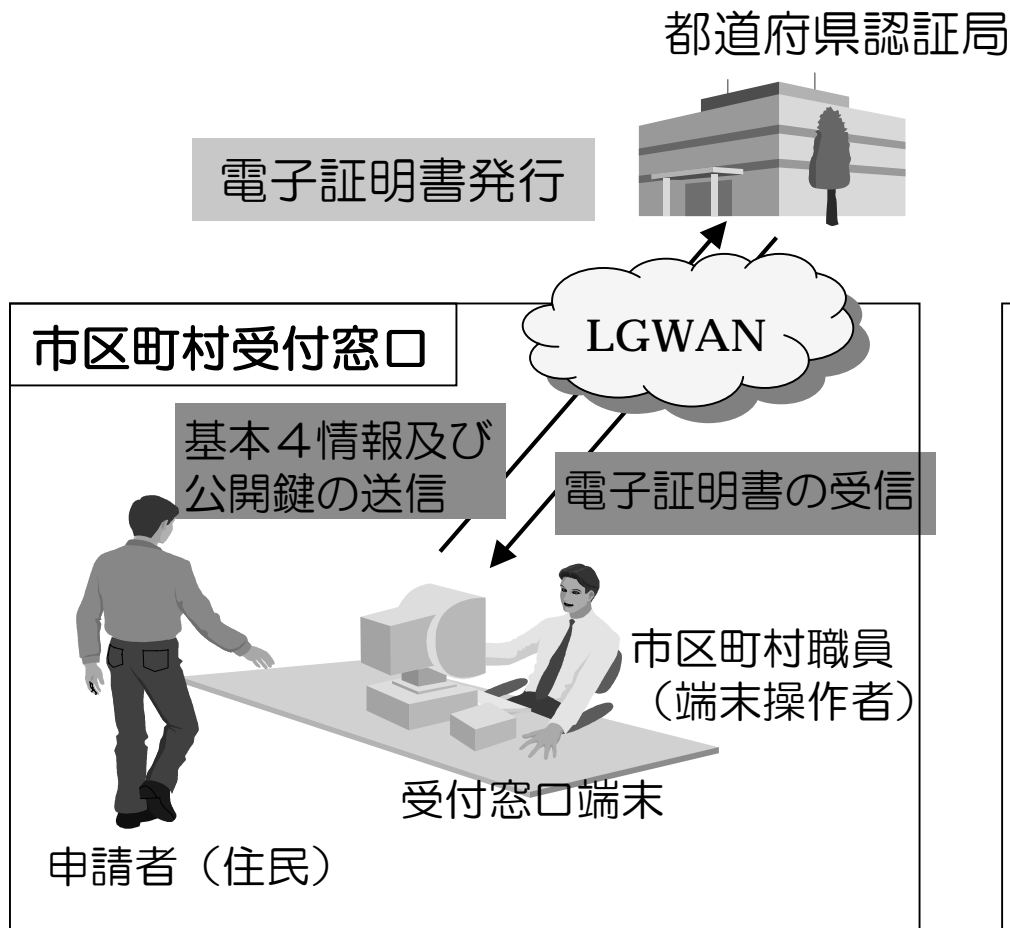


申請者用ICカード

電子証明書発行手続の概要 (5)

⑥ LGWANの利用

市町村受付窓口端末—都道府県認証局間は原則としてLGWANを介して通信を行う。
(市町村受付窓口端末—都道府県認証局受付サーバ間は通信の暗号化を行い安全な通信を行う。)



電子証明書発行手続の概要（6）

⑦ 電子証明書の受信

都道府県認証局にて発行された申請者の電子証明書を受付窓口端末に受信し、画面に表示された申請者の電子証明書のイメージによって記載内容を確認したうえ、当該申請者のICカード内に格納。

（注）イメージによる確認の意義

- i 申請者の本人確認上の誤りがあり、不実の電子証明書が発行されていないか。（この場合には、法第13条による失効を行った上で、再度、電子証明書の発行を行う。なお、申請者には追加的な手数料負担は求めない）。
- ii システムの不具合がないか。（発行都道府県知事の名義や発行日などが間違っている場合などは、当該公的個人認証サービスを停止）。
- iii なお、代替文字の変更は原則認めない（代替文字の変更を申請者が求めるときは、電子証明書を失効させ、再度、新しい電子証明書の発行手続を取る。この際の手数料は、通常の手数料以上の相当程度の追加的な負担を求めることが適当）。

電子証明書発行手順の概要（7）

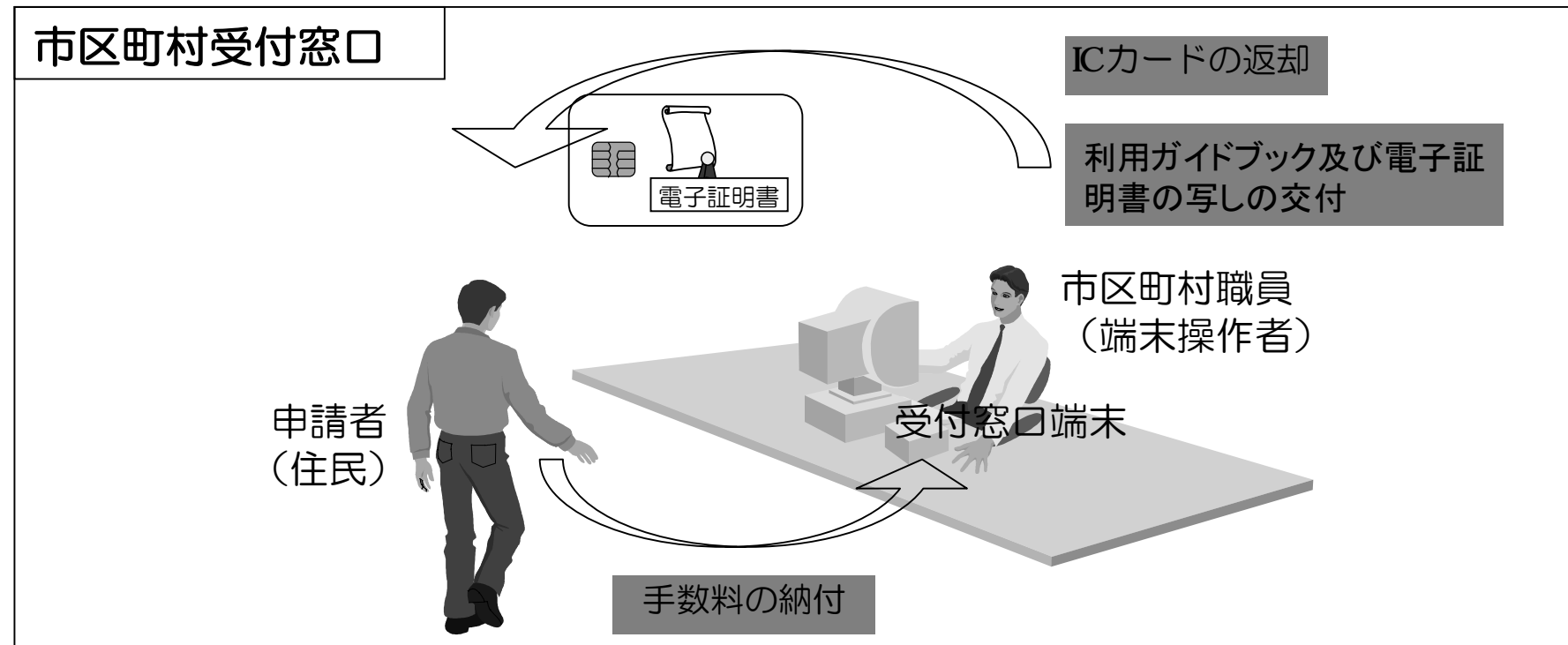
⑧ 発行手数料の徴収・納付

市区町村職員は、申請者から当該電子証明書の発行にかかる手数料の支払いを受ける。

⑨ 申請手続きの終了

市区町村職員は、当該電子証明書が格納されたICカードを取り出し、申請者に返却する。

このようにして電子証明書を申請者に提供する際に、電子証明書の利用方法等を記載したガイドブック及び電子証明書の写し（電子証明書の記録内容を見読可能な状態にして紙に印刷したもの）を交付する。



公的個人認証サービスにおける市区町村窓口業務

- ◇ 電子証明書の発行関連（法第3条）
 - ・ パスワード変更のための届出
 - ・ ICカードのパスワードのロック解除
 - ・ ICカードのパスワードの初期化
 - ・ 各種申請書・公的証明書の写し等の保存
- ◇ 都道府県知事又は指定認証機関に対する認証業務情報の開示請求及び訂正等（法第29条及び第31条）
- ◇ 任意の失効申請（法第9条）
- ◇ 秘密鍵の危殆化等による電子証明書の失効届出（法第10条）

住基連携失効に関する合併等の影響

① 市町村合併

異動等失効情報による自動失効は行わない。

利用者は、そのまま有効な電子証明書として利用するか、無料で合併後の住所の電子証明書を発行してもらう。

② 住所表記の変更等

異動等失効情報により、自動失効するが、無料で再発行可能とする。

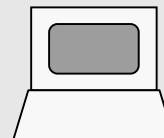
市町村のシステム

受付窓口端末



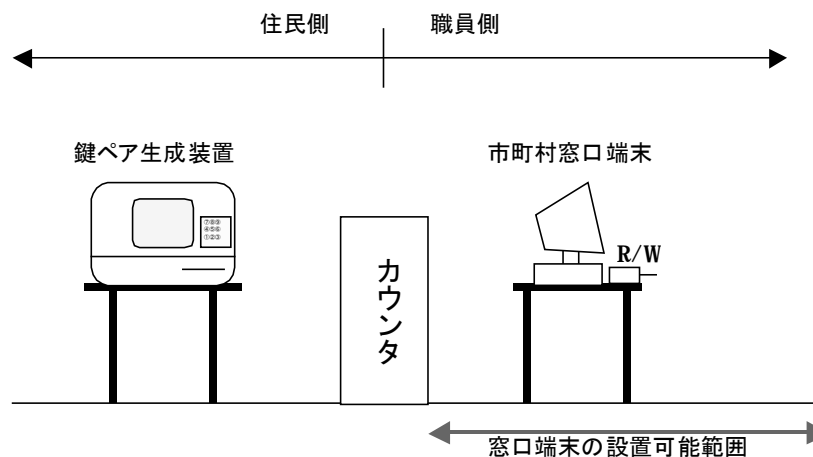
- ①電子証明書発行機能
 - ・基本4情報の取得
 - ・代替文字表示・選択
 - ・公開鍵取得
 - ・発行リクエスト
 - ・電子証明書取得・入力 等
- ②電子証明書失効機能
 - ・失効リクエスト 等
- ③セキュリティ機能
 - ・操作者認証 等

鍵ペア生成装置



- ①鍵ペア生成機能
 - ・鍵ペア生成
 - ・パスワード設定・変更
 - ・ICカードへの格納
 - ・鍵ペアの即時消去
- ②セキュリティ機能
 - ・耐タンパ機能 等

(参考) 受付端末等のレイアウト案



市町村における実験概要

システム構築

- ・ 受付端末用パソコン及びICカードR/W（利用者用）の用意
- ・ LGWAN（庁内LAN）への接続
- ・ 鍵ペア生成装置の設置 等



各種手続の試行

- 電子証明書の受付・発行
 - ・ 本人確認
 - ・ 鍵ペア生成（モニター）
 - ・ 代替文字選択
 - ・ 発行リクエスト
 - ・ 証明書格納

- 電子証明書の失効処理
 - ・ 本人確認
 - ・ 失効リクエスト

- 電子証明書の再発行

- 電子証明書の代理申請受付

市町村が調達すべき機器について

- ◇ 次の、①～④の機器については、各都道府県が各市区町村分を一括で調達（各都道府県は具体的な調達方法について検討）。
 - ① 鍵ペア生成装置（1台）
 - ② 受付窓口端末用PC（受付窓口端末用アプリケーション
プレインストール済）
 - ③ 利用者用ICカードリーダーライター（コンビ型）
 - ④ プリンタ

- ◇ ①～④に係る助成（検討中）。

全国実用試験の実施スケジュール（案）

